

第5回 まちづくり常任委員会会議録

令和4年12月7日(水)

委員会会議室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時30分)
- 2 調査事項
 - (1) 住民生活課所管
 - ① 幌延町における空家等対策の推進について
 - (2) 建設管理課所管
 - ① 幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計における地方公営企業会計への移行について
 - ② 開進地区浄水場緩速ろ過池ろ過砂入れ替洗浄業務について
 - (3) 保健福祉課所管
 - ① 介護保険事業における未処理事務事案について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(13時42分)

○出席委員(7名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	2番	佐藤忠志
委員	1番	高橋秀明
委員	4番	植村敦隆
委員	5番	無量谷隆之
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
総務財政課長	早坂敦
住民生活課長	古草勝
建設管理課長	島田幸司
保健福祉課長	村上貴紀
建設管理課管理グループ上下水道係長	宮下勇人
建設管理課管理グループ主査	鎌田和巳

議会事務局出席者

事務局長	岡田英樹
主任	横山薫

(10時30分 開 会)

齋賀委員長

ただいまより第5回まちづくり常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員出席です。

開会に当たりまして突然ですけど野々村町長に御挨拶をいただきたいと思います。

野々村町長

皆さんおはようございます。第5回のまちづくり常任委員会に御参集いただきありがとうございます。

本日は12月に向けての常任委員会でございます。

条例の案件と、それから補正予算の内部に関する案件、また保健福祉課の案件ということで計4件の議案審議をしていただきたいと存じておりますので、忌たんのない御意見をいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。

それでは早速調査事項に入りたいと思います。

まず最初に住民生活課所管「幌延町における空家等対策の推進について」です。

早速説明を求めたいと思います。

古草住民生活課長

それでは「幌延町における空家等対策の推進」について御説明いたします。

本日配布した資料はカラーA3版の幌延町空家等対策計画（概要版）、A4版の幌延町空家等の適切な管理に関する条例（案）及び幌延町空家等除却支援条例（案）の3点です。

まず、幌延町空家等対策計画について概要版により御説明いたします。

詳細につきましては先日の説明会において御説明させていただきましたが、こちらはその内容を1枚にまとめた概要版となります。

この計画（案）につきましては11月14日から12月5日までパブリックコメントを実施いたしました。町民から提出された意見はありませんでした。

今後は先日の説明会で頂いた御意見などを反映した最終版を調製し、庁内連携会議及び空家等対策協議会委員の皆様にご確認いただいた上で公表する予定としております。内容については先日の説明と被りますので割愛させていただきます。

次に「幌延町空家等の適切な管理に関する条例」について御説明いたします。

逐条解説を御覧ください。まずこの条例の考え方ですが、基本的に特別措置法の内容について詳細部分を補完する形の構成となっております。

まず第1条では、特別措置法に定めるものの外、本町における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに生活環境の保全を図り、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として規定しております。

次に第2条では、この条例において必要な用語の定義について規定しております。

次に第3条では、特別措置法やこの条例の目的を達成するための基本理念について規定しております。

次に第4条では、空家等の管理は所有者が行うという大原則について規定しております。次に第5条では、空家等対策への協力や情報提供などにより、地域全体で空家等対策に取り組むという住民等の責務について規定しております。

次に第6条では、空家等対策の基本理念にのっとり、特別措置法やこの条例の目的を達成するため、先に説明した空家等対策計画に基づいた対策を総合的かつ計画的に行うという町の責務について規定しております。

次に第7条では、特別措置法第6条の規定に基づく空家等対策計画の策定及び公表について規定しております。

次に第8条では、空家等対策の推進に係る庁内横断的な組織体制である庁内連携会議について規定しており、その設置等に必要な事項は別に要綱を制定しております。

次に第9条では、特別措置法第7条第1項に基づく空家等対策協議会の設置について、別に条例で定めていることを規定しております。

次に第10条では、特別措置法第9条において定められている立入調査について、条例の施行に必要な限度において行うことができる旨を規定しております。

次に第11条では、特別措置法第10条において定められている町が保有する情報の内部利用及び関係団体への情報提供依頼について、必要な限度において行うことができる旨を規定しております。

次に第12条では、特別措置法第12条において定められている、所有者等への情報提供提言等の援助について規定しております。

次に第13条では、空家等が特定空家等に該当すると判定された際は、協議会での協議を経て特定空家等に認定する旨を規定しております。

次に第14条では、特別措置法第14条第1項から第8項で定められた、特定空家等への助言、指導、勧告、命令等に関する措置について、協議会での協議を経た上で実施する旨を規定しております。

次に第15条では、特別措置法第14条第9項に定められた行政代執行について、協議会での協議を経た上で実施できる旨を規定しております。

次に第16条では、特別措置法第14条第10項に定められた略式代執行について、協議会での協議を経た上で実施できる旨を規定しております。

次に第17条では、こちらは特別措置法に特段定められてはおりませんが、特定空家等の所有者がやむを得ない事情により自ら必要な措置を講ずることができない場合にあっては、町長に対して自己の負担において必要な措置の実施を代行することを依頼できる旨を規定しており、依頼を受けた町長は協議会での協議を経た上で代行することができる旨を規定しております。

次に第18条では、適正な管理が行われていない空家等に倒壊等の著しい危険が切迫し、他に危害や損害を与えるおそれがあると認められるときは、予防又は被害の拡大を防ぐために、所有者等の同意を得て必要最小限の措置を講ずることができる旨を規定しております。ただし、所有者等が判明しない場合や同意を得るいとまがないときは町長の判断で実施できることとしております。

また、措置を実施した場合は、その内容を所有者等に通知又は公表するものとし、措置に要した費用については所有者等から徴収する旨を規定しております。

次に第19条では、この条例の目的を達成するために必要があると認められるときは、関係する行政機関等へ協力を要請することができる旨を規定しております。

次に第20条では、この条例による規定は、管理不全な状態にある空家等の所有者とすることにより害を被る者との間で民事による解決を図ることを妨げないことを規定しております。

最後に第21条ですが、この条例の他に必要な事項については、別に規則で定めることを規定しています。

以上が「幌延町空家等の適切な管理に関する条例（案）」の概要でございますが、この条例につきましては次期定例会において御提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後にもう一枚、「幌延町空家等除却支援条例（案）」について御説明いたします。

逐条解説を御覧ください。

まず第1条では、この条例を制定する目的について、町民の安全で安心な住環境及び衛生環境を確保するため、老朽危険家屋等の除去費用を補助するために必要な事項について定めることを規定しております。

次に第2条では、この条例において必要な用語の定義について規定しております。

次に第3条では、補助の対象となる空家等について、幌延町の固定資産税課税台帳に登載されている空家等で、所有権以外の権利が設定されていないこと、共同で所有している場合には所有者全員が同意していること、建物と土地所有者が違う場合は土地所有者の同意を得ていること、他の補助金等の対象となっていないことなどの条件を規定しており、故意に建物等を破損させた形跡等がある場合には補助の対象としないことについても規定しております。

次に第4条では、補助対象者は建物等の所有者、共有者又はその相続人としており、これらの者や家族が幌延町に対して滞納がある場合や暴力団関係者等の場合は、補助金を交付しない旨を規定しております。

次に第5条ですが、補助対象工事について所有者等が町内事業者が発注する解体・除却工事で補助金交付決定後に着手する工事を対象とする旨を規定しております。ただし、有資格者が自ら所有する建物を自ら除却する場合を除きます。

次に第6条では、補助金の額について除却に要した費用の5分の4を補助し、その限度額は特定空家等で200万円、その他の空家等については100万円を上限とする旨を規定しております。

次に第7条では、補助金の交付申請手続きについて規定しております。

次に第8条では、補助金の申請に対する審査、決定内容の通知について規定しております。

次に第9条では、交付決定した補助内容について、その事業内容が変更又は中止となった場合の手続きについて規定しております。

次に第10条では、補助対象工事が完了した際の手続きについて規定しております。

次に第11条では、完了報告を受けた補助金について検査を行い、その結果適当と認められる場合の補助金交付額の確定について規定しております。

次に第12条では、確定を受けた補助金について、申請者本人ではなく工事を行った業者が代理受領できる旨を規定しております。

次に第13条では、不当な手段等で補助金の交付を受けたことが判明した場合や、補助金の交付決定内容等に違反した場合には、補助金の返還を求めることができる旨を規定しています。

次に第14条ですが、この条例の他に必要な事項については、別に規則で定めることを規定しています。

最後に附則ですが、第1項において条例の施行日を、第2項において条例の失効期限を令和8年3月31日と規定しており、この条例失効後も補助金の返還については、なおその効力を有する旨を規定しております。

以上が、「幌延町空家等除却支援条例（案）」の概要ですが、この条例につきましては予算付けが必要となることから、3月に開会される定例会において御提案させていただく予定としております。

これで、幌延町における空家等対策の推進についての説明を終わります。

齋賀委員長

ありがとうございました。

それでは改めてこの空家等対策計画とそれから二つの条例の説明をいただいたのですがこれらについてまとめて委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

意見質問のある方は手を上げて指名を受けてから発言をしてください。

西澤委員

概要版を見させていただいて、先日発言した時のことが早速取り入れられていました。

質問なんですけれども、この計画が施行されて以降、今現在でも町内の中で倒壊のおそれのある空き家と言うと何戸か思い当たる所がありまして、そこは施行された後、順番で行くと町民からの情報提供若しくは先ほどの説明であった調査をしてからという段階を経るのかなと思うのですが、担当課でもここは危ないなという所は、もう、うすうす認識はされていると思うんですけれども、そこは情報提供がある場合に調査するというところの話は施行後すぐ行われるのでしょうか。

古草住生活課長

委員御指摘のとおり、町の中に相当危険であるという状態の空き家は存在してございます。

既に施行前にも緊急対策措置として講じている部分もございまして、こちらについては既にもう分かっている情報ですが、所有者の特定ですとかそういったものにちょっと時間を要するかなど。緊急対策は進めるんですけれども、最終的な解体の判断についてもすぐに取りかかればならないかなど思っておりますけれども、実際に壊すまでにはちょっと時間がかかる案件もあるのかなど。

所有者がきちんと確定していて、その所有者と連絡がついてという状況であればいいんですけれども、所有者がもう既にはいないですとか、例えばの話、競売物件になっているというこ

とになると、調査それから調整に時間がかかると思っておりますけども、すぐに着手はしていきたいと考えております。

西澤委員

住民の皆さんから倒壊のおそれのあるような、若しくは空き家の隣接してる所に住んでおられる方なんかは、こういう状況をずっと待っていたと思っておりますので、積極的に私どももこういうものができましたよということで、そういう方たちにお知らせはしていきますけれども、町民の皆様にもどのようにこのような計画ができましたということをPRしていくのかを伺います。

古草住民生活課長

この計画のPRにつきましては、ホームページ上の公表というのも考えておりますし、広報紙又は告知端末で公表するといったことも考えておりますけども、最後に説明した除却支援条例についてはまだ施行前でございますので、そこについてはちょっとまだ触れられない部分ではあると思っておりますけども管理が必要な空き家に対する計画という部分については、どんどん発信していかないといけないかなと思っております。

西澤委員

最後確認なんですけど、今おっしゃったそのホームページ上ではお知らせはしていくけれども、その除却支援はまだ控えるという話なのですが、今ここで説明された私どもが聞いたこの除却支援の制度については、口頭若しくはこういう文章などで公表してもよろしいのでしょうか。

古草住民生活課長

この条例につきましては当然来年度の予算に絡んでくる話ですので、予算付けの確証がない段階ですので3月まではちょっと無理かなと思っておりますけども、予算議決後につきましては周知していけると思っております。また予算と絡めてこの条例案も上程する予定でございますので、そちらの議会が終わらないうちに周知するというのはちょっと控えたいなと思っております。

(西澤委員：分かりました)

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

無量谷委員

前回、説明あったと思っているのですが、協議会の委員会が初めて構成されたと思うんですけど、年間の会議はどれぐらいの頻度で開催する予定なのかその辺ちょっとお伺いしたいと思います。

古草住民生活課長

会議の開催につきましては年3回程度の予定をしております。以上です。

斎賀委員長

いいですか。

(「はい」の声あり)

ほかに委員ありませんか。

高橋秀之委員

一つ聞きたいんですけど、管理に関する条例というのは附則で施行日がありましてそこからなんですけど、もう一つの除却支援条例というのは施行日書いていなくて、失効するのは令和8年3月31日ということはあと3年しかないんですけど、これ3年過ぎたら除却に対する支援はもうしないということなのですか、この条例は生きていますよね。その辺はどんなのですか。

町独自の支援を広げるという話もあると思うんですけど、それちょっと聞きたいです。

古草住民生活課長

この除却支援条例につきましては、国の補助対象となっております、国の補助制度総合支援対策事業が令和8年3月まで、要は令和7年度までの補助金の措置となっております。

その後につきましては、補助自体が延びるのかどうかも不透明ですし、また別に使える補助事業なんかもまだありそうな雰囲気もありますので、3年で、当面この令和7年度末までという形で進めますけども、その期限の延長若しくは独自で支援していくということにつきましては終了時期に近くなりましたらまた検討していこうと考えておりますが、当面はこの3年間の措置という形で進めさせていただきたいと、今後も続けるということはこの段階ではまだちょっと言えないのかなと担当課では考えております。以上です。

斎賀委員長

マイクのスイッチをお願いします。

高橋秀之委員

3年ということはいいんですけど、これ来年の4月に始まって3年しかなくて、建物の所有者がいなくて、見つからないとか、いろいろ手続きしていくと結構な時間がかかって、この3年で足りない事例も出てくるのではないかなと思うんですけど、やっと家壊す手続きができたときには、この令和8年を超えてだとか、そういう場合は該当しないですよ。

古草住民生活課長

この補助金につきましては、あくまでも所有者がいて所有者の意思で申請をしてという条例ですので、所有者がいて壊そうと思っている方がいるのであれば、この3年以内に着手していただければと思います。

所有者が不明ですとか調査を要するような物件につきましては、当然本人からの申請というものはないわけでございまして、補助対象にはなっていないと思っております。そういった物件につきましては町の代執行ですとか、そういったものも視野に入れながら協議会の中で検討していく必要があるのかなと思っております。以上です。

高橋秀之委員

後で言った町の執行でやるときは、令和8年3月とは全然関係なしにその以降もできますよということ。令和3年というのは所有者が分かっている除却するときのですね。所有者がいなくて分からなくてという住宅が出てきて、町の執行というか代行とかいろいろ措置でやる場合は、この令和8年3月というのは関係なしにこの条例が生きている限りずっと除却していけるということですか。

古草住民生活課長

本人に基づく補助申請については当然この除却条例に基づくものですが、町が措置として必要な代執行につきましては、管理条例が生きている間というよりも行政代執行法という法律がありますので本来であればなくてもやっても問題はない部分ではあるんですけども、その手順等をきちんとこの管理条例で定めておくという必要があったものですから、これを機に今後進めていくという考えですので、この管理条例が有効な期間のうちには当然所有者が不明であっても調査を進めて執行もありうるという形になると思います。以上です。

齋賀委員長

いいですか高橋委員。

(高橋秀之委員：はい)

無量谷委員

今これは、空家対策の中で壊す方の条例なのですが、実際利用していない空き家に認定された場合、委員さんが見て、ある程度リフォームすればリサイクルして空き家を生かせる事業は計画していないのかしないのか、その部分を創出することによって、安い料金で町民に提供したり、公的に仲介役みたいな形で空き家のスムーズな利用方法を可能にできるのかなという感じがするのですが、その辺まで踏み込まないと単純に壊すだけならちょっともない空き家も出てくるのかなという感じがするのですが、その辺の検討は今後はしないのかなという感じがしてののですが。

古草住民生活課長

既存住宅の活用につきましては基本方針の中でもうたっておりますけども、現時点でも「定住促進持家住宅建設等奨励事業」ということでリフォームに使える補助金がございます。

今現在空き家になっているが、直して売りたいとか、直して人に貸すということは現状の補助制度を使ってやることは可能です。

今後、ちょっと幌延から出ていくような場合に、家があるけどももったいないので使ってもらいたいなというときに、町に寄附していただいて町が直して貸し出すというような、賃貸ですとか寄附制度については、今後検討をしていくことが可能なかなと思っておりますけども、それはこの空家等対策の計画の中では当然盛り込まれている内容になりますので、利活用とか流通の促進というのは、当然基本方針にも入っておりますので、時間をかけて委員さんと検討していく余地はあるのかなと思っております。

現状リフォームについて補助事業はありますということで、御説明いたします。

無量谷委員

今までの町のリフォーム対策の料金では、ちょっと足りないのではないかなという感じがするんだけど、実際空き家のリフォームをすればもうちょっと金額的にかかるのかなという感じがするんだけど、その辺、所有者と町がどれだけそれにプラスアルファして、空き家とならないようにリサイクルの家を提供するという形になればちょっと今までの金額じゃ足りないのかなという感じがするんだけど、その家々によって若干違うかもしれないけれど、基本的に空き家というのはなかなかこうみても、お金のかかるような形で残されているというのが現実かなという感じがするんです。その辺の増額はいかがなものか。

岩川副町長

ちょっと補足と修正も加えてなのですが、今、町で持っている持ち家住宅促進支援制度なのですが、中古住宅の取得に関しては、まず100万円まで、そしてそれをリフォームする場合には150万円までが限度という制度になっておまして、これはそもそもの目的というのは、直してほかの人に売るということではなくて長く住んでもらうということを目的にしておりますので、先ほどちょっと課長から直して売るという話出ましたけども、そこを主たる目的にされてはちょっと困りますのでまずは住んでいただく、そのあと何年かしてもう住めないのではほかに売りたいといった場合はそれは仕様がいないのかなという財産処分制限、引っかからなければいいかなと思いますけども、それが1点と、もう一つ150万円のリフォーム補助が低いか高いかというものですが、これほかの近隣町村と比べても結構高額のはずなんですよね。それでも流動性を高めるためにもう少し改正も考えたらどうだということであれば、今後の課題として検討させていただきたいと考えております。

齋賀委員長

ほかに委員発言ありませんか。

高橋秀明委員

一応確認だったんですけども、空家除去支援条例、この中に記載されているかどうかは別にして、聞いたかったことは、これが施行している期間中を超えて解体まで持っていくと、そういう中で補助金の問題なんですけども、それ以降、要するに8年3月31日を過ぎた時にその補助金が出るのかどうか、その辺のちょっと確認だったのですが。

古草住民生活課長

条例の考え方としましては、令和8年3月31日までの間に申請をされて、うちが交付決定をして、交付決定後に解体に着手をして、完了報告を受けるというところまで想定しておりますので、その年度内に終わるような形で申請していただきたいと今のところ考えております。

高橋秀明委員

それはそうしたら決められた年度内に申請をすれば、決定が3月31日を超えても、町で認めた場合は補助金がおりののかどうかという点なんです。

古草住民生活課長

申請が3月31日までではなく、申請されて交付決定をして、その額を確定するまでが3月31日までに終わっていなければなりませんので、額の確定は、当然解体後、それを解体したことを確認してから額の確定をしますので、3月31日までに確定をしたものが対象となります。そうでなければその年度内の予算の執行ができませんので、それを超えてしまうと翌年度の予算はもうありませんので、基本的にはという考え方ですので額の確定が3月31日までに終わるような計画で申請をしていただきたいということは、当然周知の段階でもしなければならぬかなと思っております。以上です。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので幌延町における、空家等対策の推進について閉じます前に、一部

皆さんに報告がありますので、この場でお待ちください。

暫時休憩してください。

(1 1 時 0 1 分 休 憩)

。

(1 1 時 0 5 分 開 会)

齋賀委員長

休憩を解いて会議を再開します。

それでは以上をもちまして幌延町における空家等対策の推進について閉じたいと思います。後またよろしく申し上げます。

その場で皆さん休憩してください。

(1 1 時 0 6 分 休 憩)

(1 1 時 0 9 分 開 会)

齋賀委員長

それでは、休憩を解いて会議を再開します。

調査事項、二つ目、建設管理課所管「幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計における地方公営企業会計の移行について」の説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

「幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計における地方公営企業会計への移行」について御説明いたします。

この度の公営企業会計への移行につきましては、平成31年1月に総務省大臣通知等により国から示された「公営企業会計適用の推進について」とする通達によるもので、人口3万人未満の市町村における簡易水道事業及び下水道事業について、令和6年4月までに公営企業会計への移行をするものであります。

簡易水道や下水道は地域住民に欠かすことができないライフラインであり、将来にわたり維持していかなければならない社会資本であります。安定的にサービスを提供していくためには、公営企業会計を適用することにより、資産を含む経営状況を的確に把握した上で、中長期的な経営戦略の策定を通じて、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことができます。

このような状況の中、国から平成31年に簡易水道事及び下水道事業の公営企業化に向けたロードマップが示され、公営企業法適用の要請を各自治体に行っています。これを受け、幌延町の簡易水道事業及び下水道事業について、特別会計から公営企業会計へ移行することとし、令和5年4月1日からの施行を目指し、新たな条例制定や併せて関係条例の改正・廃止をするものであります。

それでは、条例などの詳細につきまして、担当の宮下係長より御説明させていただきます。

宮下上下水道係長

「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び下水道事業の設置等に関する条例につ

いて」御説明いたします。お配りしました資料1と資料2を御覧ください。

両条例は、同様の規定内容となっておりますので一括での御説明とさせていただきます。

第1条では、事業を設置する目的について規定しており、簡易水道事業では浄水を町民に供給するため、下水道事業では公衆衛生の向上や公共用水域の水質の保全に資することなどを目的として事業を設置する旨を規定しています。

第2条では、地方公営企業法第2条第3項等により、財務規定を適用する旨について規程しています。地方公営企業法では簡易水道事業及び下水道事業は、法の全部を適用する全部適用と財務や会計に関する財務規程等のみを適用する財務適用を選択できることとされており、幌延町では両事業について財務や会計に関する財務規程等のみを適用する財務適用の適用を行うこととして規定しています。

第3条では、両事業の経営に関する基本的事項として、経営の原則と事業の規模を規定しています。

第1項では、地方公営企業法第3条に規定されている経営の基本原則を引用しています。第2項から第3項では、事業規模について規定しており、各事業の事業計画にある区域、処理人口、処理能力を規定しています。

第4条では、幌延町の簡易水道事業及び下水道事業における重要な資産の取得及び処分について、予算で定めるべき内容について規定しています。

地方公営企業法第33条第2項により、特に重要な資産の取得及び処分については政令の基準に従って条例で定めた重要な資産の取得及び処分について予算で計上しなければならないこととされています。

また同法施行令第26条3項では、町村の区分における「重要な資産」の基準を700万円以上かつ土地については5,000平方メートル以上のものとしていることから同じ基準を用いています。

第5条では、地方公営企業法第34条の規定により、賠償責任の免除について規定しています。

法適用事業に係る職員の賠償責任の免除については原則議会の同意が不要となっておりますが、議会の同意を必要とする賠償責任の免除の基準額について定める規定をしています。簡易水道事業及び下水道事業では、賠償額が10万円以上の場合には議会の同意を得て賠償責任の全部又は一部を免除することができるものとしています。

第6条では、会計管理者が執行する会計事務について規定しています。

地方公営企業法第34条の2の規定により、公営企業事業の出納その他会計事務は管理者たる地方公共団体の長及び公営企業会計部門で行うこととされていますが、同条ただし書の規定により、条例で定めることで一般会計部門の会計管理者に委任することができます。

第7条では、負担付きの寄付の受領や法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決が必要となる要件を定めています。

「負担付きの寄付」とは寄付を受け入れる際に一定の負担を伴う条件を付せられかつその条件を履行しない場合は寄付が解除されるようなものをいいます。

地方公営企業法第40条第2項の規定により、法適用事業に係る負担付きの寄付又は贈与

の受領や法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定については、原則議決が不要とされています。しかし重要な事案に関しては議会の議決が必要と考えるため、議決が必要な負担付きの寄付又は贈与の目的物価額及び損害賠償の額の決定について、それぞれ100万円以上と規定しています。

第8条では、業務状況説明書類の作成について作成期限等を規定しています。

地方公営企業法第40条の2第1項では、地方公営企業は毎事業年度少なくとも2回以上業務の状況を説明する書類を公表しなければならないものとされています。

第1項では、作成時期について定めており、規定された期日までに業務状況説明書類を作成することとしています。

第2項では、業務状況説明書類に記載する事項を定めています。

第3項では、天災等の止むを得ない事情により期日までに作成が間に合わなかった場合について規定しており、その場合速やかに書類を作成しなければならないとしています。

また、本条は普通会計における財政状況の公表に関する条例（昭和23年6月29日条例第4号）と同様の規定となっており、従前から行っている財政状況の公表と同じスケジュールで事務処理を執行する想定でいます。

附則では、本条例は令和5年4月1日から施行することを規定しています。

続きまして「幌延町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例及び下水道事業剰余金の処分等に関する条例」について御説明いたします。

資料3を御覧ください。両条例についても、同様の規定内容となっておりますので一括での御説明とさせていただきます。

第1条では、条例の趣旨について規定しています。

簡易水道事業及び下水道事業会計の運営において剰余金が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めることとしています。

第2条では、利益が生じた場合の処分等について規定しています。

第1項では、毎事業年度利益が生じた場合の処分の順番について定めています。まず初めに前事業年度からの欠損金がある場合は補填をし、次に残額の20分の1ずつ減債積立金と建設改良積立金に内部留保として積み立てることとしています。最後に残余の額を利益積立金として積み立てるよう定めています。

第2項では、積立金を目的別に積み立てることとし、各号に定める目的以外の用途に使用できないことを定めています。

第3項では、積立金を使用した場合には、資本金に組み込むこととしています。

第4項では、議会の議決を得た場合のみ目的外に積立金を使用できることを定めています。

第3条では、資本剰余金が生じた場合の処分等について規定しています。

第1項では、毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に積み立てることとしています。

第2項では、資本金の処分に係る方法と順番について定めています。

初めに、前条の利益積立金をもってしても欠損金の残額があるときは補填できることとしており、なお残額があるときは、全部又は一部を資本金に組み入れることとしています。

附則では、本条例は令和5年4月1日から施行することを規定しています。

続きまして「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び幌延町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

本条例は、地方公営企業法の適用に伴い、8つの条例の改正と4つの条例の廃止を行うものです。

第1条及び第2条では、「監査委員に関する条例の一部改正」並びに「幌延町監査の執行に関する条例の一部改正」について定めています。

改正の内容としては、従来地方自治法の規定において監査を執行いただいておりますが、上下水道事業は地方公営企業法の規定を参照することとなるため、参照法令を追加し、従来どおり監査を受けさせていただこうとするものであります。

また、改正内容の中に指定金融機関に「等」を追記するものがありますが、これは現在締結している普通会計と稚内信用金庫幌延支店様との指定金融機関契約の他に、「出納取扱金融機関」として契約を行う必要があるためです。新たに契約を締結することにより現金のフローや事務処理は変わることがなく従来どおりの出納業務となります。

第3条から第6条では、それぞれ「幌延町簡易水道事業財政調整基金条例の一部改正」、「幌延町簡易水道事業減債基金条例の一部改正」、「幌延町簡易水道事業建設改良基金条例の一部改正」、「幌延町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部改正」について定めています。

改正の内容は各条例共通しており、従来「歳入・歳出」としていた規定について「収入・支出」と改め追加するものとなっています。これは「歳入・歳出」とは地方自治法の規定による文言であり公営企業では「収入・支出」を用いることとされているため、所要の改正を行うものです。

第7条では、「幌延町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正」について定めています。

改正の内容としては、新規制定する「幌延町下水道事業の設置等に関する条例」で個別排水処理施設の設置に関する規程を盛り込むため、設置の規定を削除するものとなっています。

第8条では、「幌延町簡易水道事業給水条例の一部改正」について定めています。

改正の内容としては、参照条例を次条第9条で廃止する「幌延町簡易水道事業設置条例」から、新規制定する「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例」に変更するものとなっています。

第9条では、「幌延町公共下水道設置条例等の廃止」について定めています。

事業の設置条例を新たに制定することに伴い従来の関係条例について廃止を行います。

附則では、本条例は令和5年4月1日から施行することを規定しています。

以上で、「幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計における地方公営企業会計への移行について」の説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの簡易水道事業、下水道事業について、皆さんから意見を伺いたいと思います。

質問のある方は指名を受けて発言してください。

西澤委員

上下水道の特別会計が地方公営企業会計に移行するという事でこんなにも大変なのかという思いでいます。

大変御苦労されているのではないかなと思いますが、2点ほど質問させていただきます。

この条例の制定についてなのですが、法の全部を適用する全部適用と財務規定等のみ財務適用とするとして、本町では財務適用とするとしておりますが、何で財務適用としたのかというところが1点と、下水道事業に関しましては、その施設の管理運営をテクノスさんに委託しているかと思いますが、そこが企業会計に移るということで、企業会計に移ったときに表がなかなか思い浮かばないので、その下水道の運営管理をテクノスにしていることで企業会計がどのようになっていくのかというところの2点を、お伺いしたいのですが。

宮下上下水道係長

お答えします。

まず初めに、一部適用と全部適用という形で御質問があったのですが、一応全部適用ということになれば、管理者がまた、町長とは別な組織を一つ作らなくてはいけないということで、今現状、町事務関係とか財政と振り分けてやっているような状況なのですが、一部適用だとそういった状況で問題ないということだったので、一つ組織を作るよりは人もないことですので、その一部の用を採用させていただいて今と変わらないような状況で事業を進めていくという形にしております。

もう1点に関しては特には変わらないです。以上です。

斎賀委員長

ほかに委員、ありませんか。

植村委員

ちょっと基本的なことを聞きたいのですが、従来の農業用水これは全部この会計の事業の中に含まれるのですよね。含まれない、それはまた別会計ということですか。

今までの農業用水の会計をどちらの方に、どこで見るということになるんですか。

宮下上下水道係長

お答えします。

今現状農業水道として組合さんで管理しておられると思うのですが、それが簡易水道事業となった場合はこの事業に組み込まれるという形になります。

まだはっきりとしたその移行期間といいますか、もやっとしているのですが、いずれもし農業水道が簡易水道事業になった場合は全て含めてこちらで管理していかなくてはならないという状況になります。以上です。

植村委員

この条例と同時に全部簡易水道扱いになるのかなと勝手な思い込みでいました。分かりました。

ということであるから、この条例も給水区域の中で幌延の一部、上幌延の一部、北進の一部という書き方になっているということですね。違うかな。

宮下上下水道係長

そのとおりでございます。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

1点だけいいですか。

簡易水道の、下水道事業もそうなのですが、5月31日までに業務の状況を説明する書類を作成しなければならない。また5月31日まで事業年度の予算の概要事業の経営方針を明らかにしなければならない、そして議会に報告するとあるのですが、これは議会なり委員会に報告して議決も必要になるのですか。

島田建設管理課長

条例に書かれているとおりであくまでも報告ですので、その報告内容について承認をいただくというような流れになってくるのかなと思います。

今、西澤委員そして植村委員からも御質問のあった内容について、ちょっと私からも補足説明させていただきたいと思いますが、全適と財務適用というちょっと聞きなれない言葉が出てきていると思うのですが、基本的に全部適用にするとあくまでも一つの企業という考えになってくるので、例えば人事だとか職員の配置とかも全部独立的な企業として考えていただいてよろしいのかなと思います。建前はですけども。あとは職員の身分なんかにつきましても、私どもは地方公務員法の適用を受けているというふうになりますけども、これはあくまでも企業ですので、全部適用になると地方公営企業労働関係法の適用という形になってきますので、そこは小さな自治体につきましてはほぼほぼ財務適用、一部適用という形になるのですが、企業会計の財務適用については企業会計方式にはなるのですが、一部だけ企業の公営企業法の適用を受ける流れになってくるのかなと思っています。

あとは先程植村委員からも御質問あった将来的にというのはもうおっしゃるとおりで、国としては令和6年4月までにと通知が来ていますので、それを目途に、幌延町も簡水と下水については令和5年4月1日からの適用ということで、今回条例改正等の御説明をさせていただくと条例の制定を行うと考えています。

スタートが令和5年4月1日ということで、まだ全部簡水の承認を受けていない部分もありますので、将来的に全部簡易水道として厚労省の方に届出をして認められれば、全てがこの簡水が公営企業法の適用になってくるのと同時に、あくまでも企業という考え方からいくと料金設定ですとかその辺もいろいろと課題は出てくるのかなと今考えています。

その料金設定については議会でも、農業の山本課長からも何度か御説明していると思いますが、今年度、また来年度中には料金の設定について内部並びに関係機関の方々と同時に料金設定を進めていかなければいけないと考えています。ただ、例えば、投資的に金額がかかるのでその足りない部分を全部料金に、本来であれば企業会計適用をするので、料金の方に反映させて料金を上げていくような流れになってくるのでしょうか、なかなかそうはいかないのかなと考えていますのでよろしくお願いいたします。

植村委員

よく分かりました。ということで農業関係が移行するまでの間、あと1年か2年あるんですけども、その間の会計、経理というのは、どこでどういう形に処理していくのか。

島田建設管理課長

そこは、簡水として厚労省の許可が得るまでは、今までどおり一般会計の農業用水道、一般会計で予算見えていますから、そちらでの対応になってくると思っています。以上です。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、一つ目を閉じ、二つ目に移りたいと思います。

「開進地区浄水場緩速ろ過池ろ過砂入替洗浄業務について」この件について説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

「開進地区浄水場緩速ろ過池ろ過砂入替洗浄業務」について御説明いたします。

本業務につきましては開進地区における浄水場のろ過池において、近年ろ過砂利層の詰まりなどが頻繁に発生し十分な水の供給ができない状況となっていることから、この度ろ過池のろ過砂・ろ過砂利の入替作業など早急に対策を進めるものであり、これらに係る業務委託料を12月定例議会において上程させていただくものであります。

それでは業務の詳細などにつきまして、担当の鎌田主査より御説明させていただきます

鎌田管理グループ主査

「開進地区浄水場緩速ろ過池ろ過砂入替洗浄業務」について御説明いたします。

現在浄水場の維持管理は、開進地区水道利用組合で行っていただいております。

近年、大雨による原水の悪化によりろ過砂の清掃の頻度が上がっており、水道組合でも苦慮しているところであります。また、ろ過砂利層の隙間にろ過砂等が目詰まりを起こし浸透しなくなっていることも、清掃頻度が上がっている要因になっています。

今回の業務内容として御説明します。

通常ろ過砂が70cm入っているのですが、ろ過砂の目詰まり等で掻き取りし、約30cmにまで減少している状況であります。そのろ過砂の補充入替を行いました、ろ過砂利層に目詰っている状態を解消することが目的で行います。

方法としては、図面を見ていただいて、現在既設ろ過砂層30cm入っているのを撤去した後、着水井から水中ポンプで調節井に水を圧送して、調節井から連通管を通して通常のろ過作業とは逆にろ過砂利層から水を通して、ろ過砂利層の目詰まりしている砂等を表面に浮き上がらせて、それを除去した上で、新しいろ過砂利の補充入替を行いたいと思っております。また、原水の濁水の対応として、ろ過砂の上に目詰まり防止のシートを設置して、少しでも砂の掻き出しを抑えるように考えております。

修繕費として今回12月補正として344万3千円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

齋賀委員長

これ全部人力なんですよ。

鎌田管理グループ主査

機械を使うと、あとバキューム等、砂の洗浄機を用いてやる予定にしています。

斎賀委員長

それでは委員の皆さんから質問を受けたいと思います。

西澤委員

ちょっと技術的なことではないのですが、この表記の仕方なのですが、このろ過について、平仮名のろと漢字の濾がありますがこの表記の仕方というのは何か意味があるのでしょうか。

鎌田管理グループ主査

特にございません。すみません。

植村委員

この配水池の立米数はどれぐらいですか。

鎌田管理グループ主査

今2池ありまして、合計で72トンが配水池の流量になっています。

(植村委員：大体1日の量で)

1日の量は、今大体100から80立米を使っている状態です。

植村委員

この逆洗かけるのにこれ使うよね。ということは、一時的に断水状態になるということなんでしょうか。

鎌田管理グループ主査

大体日中はそんなに使わないと思うので、水を入れる時期は日中の使っていない時間帯を見計らって配水池の水位を見ながら水を補給して、逆洗をして、目詰まりと濁りは3日から4日、5日かかると思うのですがそれで解消してから砂を補充したいと思っています。

斎賀委員長

ほかに委員、意見ありませんか。

無量谷委員

この自然の沢をろ過して水を採るといような方式かと思うのですが、施設のろ過装置で使っているような、ろ過砂利の下にエア配管の穴あきとかそれを設置して、通常の詰まったやつはコンプレッサーで噴き上げる戻し方の方法もあると思うのですが、それも採用してエア配管を設置したらどうなのかなという感じがするのですが。

(植村委員：もうあと何年かしか使わないのだから)

鎌田管理グループ主査

今、農業水道の統合によりまして上幌延と開進との統合の管路を今進めている状況なので、それが終わり次第今の浄水場を廃止するような方向になりますので、そんなにお金をかけられないということで今こういう状況にしております。以上です。

斎賀委員長

ほかに発言ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、この件については閉じたいと思います。

以上をもちまして建設管理課所管の二つの調査事項についてはこれで終了します。

また、よろしくお願いします。

それではここで休憩をとりたいと思います。

午後は1時10分から開催したいと思いますのでよろしくお願いします。

(11時46分 休憩)

(13時10分 開議)

齋賀委員長

それでは御着席ください。

時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて調査事項3「保健福祉課所管介護保険事業における未処理事務事案について」であります。説明を求めます。

村上保健福祉課長

この度、保健福祉課職員による介護保険給付事務の未処理事務事案が発生していたことが判明しました。

部署内調査とその後の処理等が完了し、該当職員に対する処分なども決定いたしましたので、始めに私からお手元に配布させていただいております資料を用いまして発生及び判明の経過等について御報告させていただきたいと思います。

資料表紙をめくっていただき、1ページ目を御覧願います。

未処理事務事案となっていた案件につきましては、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給決定事務です。

始めに、令和3年度申請分についてですが、請求行為があった14件、総額37万6千511円が支給決定されていなかった事案でございます。

令和3年4月から9月までの間に随時医療保険者へ請求があった案件として、国保連から伝送された確認情報データの受信確認をしていなかったことにより、その後の処理が行えない状況となっていたもので、本年1月に、本事案該当者の1名から、以下A氏と表現させていただきますが、この方から「医療費分については入金されているが、介護保険分が入金されていない、いつ頃入金されるか。」との問い合わせがあり当時の担当者である現主査が「処理を進めて入金する」旨を回答しておりました。

この時点での上司への報告等はなく、その後も対応せずに失念することとなります。

4月中旬頃に、A氏から「1月に問い合わせした分が未だ入金確認できていないがどうなっているか。」と再度問い合わせがあり、当時の担当者でありました現主査がこの時も対応しており「国保連とのやりとりがあるため処理に2か月ほど必要であることから、送金は7月になってしまう。」と回答をしていました。

この時点でも上司への報告等はなく、その後も対応せずに失念することとなります。

7月下旬に、A氏から「7月には送金すると担当者から言われていたが、未だ入金確認できていない。」との問い合わせがあり、当時の担当者である現主査が休暇中であったことから、他の職員が「状況確認し折り返し連絡する。」旨を回答し、担当課長である私にも報告

がありました。

その後、私から休暇中であった当時の担当者に電話で確認させていただいた結果、これまでの経過と未だ未対応である旨を聞き取ったことから、現担当者等と共に国保連からの受信データをチェックし、A氏の支給決定者情報を受信しているという確認ができましたので、即時決定処理を進めることとし、私からA氏へお詫びと経緯の説明を行い、8月15日送金処理で了承を得、その後予定どおり8月15日に入金確認できたことをA氏に確認させていただいたところです。

A氏以外に受信未確認となっているデータが無いかの確認作業を行い、令和3年9月に受信しておりました13件が未確認であるという状態で判明いたしました。

8月10日に国保連へ受信確認返送用データを送信した後、該当者へ訪問等によりお詫びと説明を行いまして、9月中に支給完了することをお約束してきています。

8月30日に国保連から支給決定者情報を受信しましたので、9月上旬に事務処理システムへの取り込みを実施し、9月16日に支給決定発議、9月27日に全件送金完了をいたしました。

本事案の発生理由としましては、国保連から伝送される関連データの確認を怠っていたこと。受信するデータ内容等が複雑であり、受信や返信の作業を行っていたか事務処理システムに取り込んでいたか等の作業チェックが容易ではなかったこと。当時の担当者である現主査から現担当者への事務引継が不十分であったため、現担当者が気づくことができなかったこと。問い合わせがあった時点で未処理事案と気づいたにもかかわらず処理を行わず、上司への報告や同僚への相談をしなかったことで、更に支給を遅らせたことが主な要因であると考えています。

次のページをお開きください。

次に、令和4年度申請分についてですが、8月上旬に実施いたしました先程報告いたしました事案発生後の確認作業において、本年4月、6月、7月に国保連から確認情報データを受診しておりました12件、31万5千906円についても、受信確認を行っていない状態である事から、支給決定処理が滞っていることを確認いたしましたので、私から即時処理するよう指示し、8月10日に国保連へ受信確認返送用データを送信し、8月30日に国保連から支給決定者情報を受信しましたので、9月上旬に事務処理システムへの取り込みを実施し、9月20日送金予定で支給決定発議をいたしました。送金予定日の9月20日に1件、2万3千515円が受給者死亡により送金不能となったため決定を取り下げ、12件31万5千906円の支給を完了しております。

その後、決定取り下げをした1名の相続人調査を行い、9月27日に9月30日送金予定で発議、伝票処理を行い、決裁が完了していたのですが、10月7日、財政担当者から10月14日支払予定として起票済みの23,515円の支出命令票が提出されていない旨の指摘を受けまして、事務処理をした主査が休暇中であったため、私と係長で書類を確認したところ、ファイルに綴られている9月30日送金予定とした決裁済の起案文書を見つけたのですが、財務システム上では9月30日に送金された形跡はありませんでした。この日は休暇中の主査と連絡が取れず、事の詳細は確認できませんでしたが、送金がされ

ていない事実であるということは確認できたことから、10月14日に送金することとして伝票処理をこの日に行っております。

10月11日に休暇中だった主査と連絡が取れ詳細を聞き取ったところ、9月27日に決裁完了後の伝票を財政担当へ提出した時、既に30日の送金は困難であるということをお伝えされたことから、決裁完了している伝票を破棄し財務システムにて支払予定日を9月30日から10月14日に変更。その後、事務処理システムにて決定通知書の送金予定日を修正しようとするも自力で変更できず、システムベンダーに作業依頼しなければと思っていて依頼せずそのまま未処理となっていたとの証言を得ております。

決裁済である9月30日を送金予定とした決定通知書は本人に発送していない事や、訂正が必要な起案文書は訂正されないままファイルにつづられている状況であり、決裁完了している支出命令票は破棄していたことから、他の者がその状況を把握することは極めて困難なものとなっております。

本人から聞き取りをした翌12日に、担当者の主査の休暇中が続いておりましたので、現係長が送金予定日を10月14日とした決定通知書を再作成し発送し、14日に送金を完了しております。

本事案の発生理由としましては、9月30日送金予定として財政担当者と調整した後の処理が遅くなり伝票提出日には送金が困難となっていたこと。決裁完了後に変更が必要となった事を、上司への報告や同僚への相談をせずに一人で解決しようとしたこと。即日の対応ができず、翌日以降に行うとした作業を失念したことが主な要因であると考えています。

昨年の未処理事務事案が発生した後は、一部担当変えやチェック体制の強化等に取り組んでまいりましたが、再度このような報告をしなければならない事案が発生してしまったことを心からお詫び申し上げます。

最後になりますが、繰り返しこのような事案を発生させないよう課内で事務作業スケジュールを共有し、実施・未実施の確認ができるようにしたり、内容が複雑な伝送データの確認作業は2名以上で実施する等チェック体制を更に強化するほか、ミスなどが起こった場合でも報告しやすい環境づくりもしていくなど、全職員が共通認識のもと再発防止に取り組んでおりますことを御報告申し上げます、介護保険事業における未処理事務事案についての発生後の処理状況等についての説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ただいまの事案について、委員皆さんから何か意見がありましたらお伺いしたいと思います。

指名を受けてから発言をしてください。

西澤委員

この事案は何回か報告を受けている不適切処理の事案の担当者と同一の人物なのか伺います。

村上保健福祉課長

今、お話のありましたとおり、昨年から不適切な事務処理ということで御報告させていただいておりました同一職員の事案ということです。

西澤委員

表紙めくって2枚目の発生理由②番、本人からの聴取及び課題分析ということで載っておりますが、2番目の受信するデータ内容等が複雑でありというところは、本人の発言なのか課内の分析なのか、これはどちらでしょうか。

村上保健福祉課長

こちらの内容については課内での分析ということで、本人は内容を見て確認できるというような状況ですけれども、ほかの職員が見たときに簡単にこのデータがそのものだと確認できるような状況ではなかったため発見が遅れたというような分析になります。

西澤委員

今回のことで担当の職員はどんな処分を受けているのでしょうか。

岩川副町長。

今回の案件に関しまして11月30日付けで停職1か月の懲戒処分を行っております。

西澤委員

最初の事案のときの時系列からみてもそのときにも発言したかと思うのですが、本人がうそをついている状況で発見というか、その状況等含めて詳細なところまでは難しいのかなと思っていたらこういう案件が何件もあるというようなことであります。

この場合、保健福祉の確か何か資格をお持ちの方という話を聞いておりますが、だからといってこういう事案がずっと続いてきて停職1か月という懲戒処分を受けたとしても、やはり同じ課にそのまま残すということが適切なのかということになると、私はそこは適切ではないと思っておりますが、その辺はどう考えておられますか。

岩川副町長

今回の処遇につきましては審査委員会を経て町長に意見具申して処分されたわけですが、審査委員会の意見としては、前回5月に処分を受けているんです。そのときは減給10%6か月という処分を受けていますけれども、その処分中にまたも同じような事案が発生したと。今回についてはしっかり1か月間謹慎を受けて自分のやった行いをしっかり自戒し深く反省して、今後の自分の採るべき道といたしますか、今後どういうふうに自分を変えていかなくてはならないのかということをしかり1か月間、当然反省文だとか、いろんな課題をこの1か月間の中で町としても出しますから、それも踏まえて自己改革というものをしてもらいたいと考えています。

ここから先の話になりますけれども、それでも改善が見られないということであれば配置転換とか、その他のもっと重い処分になっていくのかなというふうには考えております。

斎賀委員長

ほかに、委員ありませんか。

無量谷委員

今の処分という形で、ちょっと甘いかなという感じがするんですよ。

以前から各課でグループ制という形でやっていると思うのですが、これは1人でやったような形なんですけれども、やはり課の全体で誰か彼かが分かるよというのがグループ制でないのかなという感じがするんですけども、それが機能していないという部分も行政の方で

はあるのではないのかなと。

確かにこの国保関係とか福祉関係は特に複雑な手続きとかありますけども、やはりその課全体がグループ制で、誰も彼もすぐ分かるような形に日頃連携してくのが普通でないのかなと思うんですけど、課の教育体制がまだまだ前に出ないのかなという感じがするんですけど、その辺の今後の対策というのは全然出てきていないのですがどう考えているのか。

岩川副町長

確かに委員御指摘のとおりグループ制というのはそういう意味で、仕事を複数の人間で補い合いながらやっていこうということでしているわけですけども、実際、現実的にはなかなか仕事も多様化し増えておりまして、実際に1人の人間が複数の仕事をする中で、一応、主務と副務という形で事務分掌を決めていますけども、ずっと同じ一つの仕事を2人で並行してやっていくということは、現実的にはなかなか難しいです。とは言え、やはり今回このような事案が発生したということで、保健福祉課としても再発防止に向けた対応ということで、確認作業を今後2名以上で対応していくと打ち出してきておりますので、これは全課にも言えることですので、そういったできるだけグループ制の利点を生かして仕事をしていくように庁舎内でも通達をして行きたいと考えております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

高橋秀之委員

1番最後の再発防止に向けた対応とあるのですが、ここに3点挙がっているんですけど、これは今挙げるものではなくて前にあったときにも直ぐに挙がってこないと駄目な対応ではないかなと思うんです。ということは今回これが起きてこういう対応ということは、今まで対応をあまりしていなかったとしか言えないと私はそう思うんですよね。

そして、長年そこにおいて仕事を1人に任せてずっとやらせているのも私はそれも悪いと思うんですよね。

やはり人を少しか動かして色々なことを勉強させないと駄目じゃないかなと思うんですよね。

専門職になってしまうと自分にしか分からないと思えば、こういう何かまずいことあったらもう上司にも報告しないとかそういうことになってしまうのではないかなと。もうちょっと報告しやすい環境を作るというのは、ここに載せる再発防止の対応の中にこういう言葉が入ってくる自体が少しおかしいのではないかなと。これは当たり前のことではないかなと思うんですけど、その辺はどう感じていますか。

岩川副町長

御指摘のとおり一つの場所に長いこと居るとそういうことも起きる可能性というのは高まるということで、今年度人事異動で担当から異動をさせております。

高橋秀之委員

そういうのも分かるのですが、要するに話しやすい環境とかを作ることで日常の会話が必要だと思うんですよ。そこでいろんなことをしゃべっていくうちに上司にも話しやすい環境できるし、上司の方はその人の性格も分かってくるし、ただ今までそういうのがなかった

から、こういうことが2回3回と起きてしまったということ、見抜けなかったかという、言葉悪いですけどその辺にも問題があるのかなと思うのですが、会話とかはよくしているのですか、上司と部下というのは。

村上保健福祉課長

保健福祉課の話になりますが、やはりここ最近についてはコロナの影響もありまして、なかなか個別に情報共有化、普段のコミュニケーションというところが減ってきているのは事実ではありますけれども、ただの仕事の中でコミュニケーションを取るというところについてはやってきているところでもあります。定期的な個別の面談等も行いながらやってきておりましたが、その場は大丈夫何もない、これは終わっているということで書類では見せてはくのですが、実際このようなことがあったらあの時点での話はちょっとそついでましたとかということの話になってきていたというような状況でありますので、高橋委員がおっしゃいますとおり普段からのコミュニケーションを取ることによってそういう環境ができるということももちろんそのとおりだと思いますので、今後も職員の性格等を見抜くといえますか確認をするためにも、より一層、普段のコミュニケーションを図っていきたいと思います。

西澤委員

今、議論の中で何点かちょっと言いたいことが出てきましたのですみません。

副町長がおっしゃるように立て直さなくては駄目だなというのは確かにそうなのかもしれないけど、それでも人それぞれそうであって、同じ職場でこういうことがあって、その周りの環境も含めて本人もそうですけどやはり同じ環境に居させるのがいいのかなというところで私は適切じゃないと思ったので先程はそういう意見を言いました。

それともう1点なのですが、今の本人の部署がどういう部署なのかちょっとまだ詳細を把握していないのですが、明らかにこの不適切な処理、未処理事案で言うと、間違いなくこれ町民の方に直接迷惑のかかる、不利益を被っているところがあるので、そのような場所に問題を起こしてもずっと居続けられるというのは、やはり町民からしてもそこはおかしいんじゃないかという判断になろうかと思っておりますので、例えばこういう町民に実害のあるようなところの部署に置き続けるのはいかがかと思っておりますがその辺どうですか。

岩川副町長

確かに御指摘どおりではあるかと思えます。

今後そういったことも踏まえて人事の際には考えていきたいと思えます。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので介護保険事業における未処理事務事案についてはこれで閉じたいと思えます。これからも、再発防止に向けて取り組んでいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

その他、ないですか。

(「ありません」の声あり)

以上をもちまして、調査事項を全て終了し第5回まちづくり常任会を閉じたいと思えます。

皆さん御苦労さまでした。

(13時42分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主任 横山 薫